

## ○群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務処理要綱

平成28年4月1日  
改正 平成29年3月27日  
改正 令和3年3月23日  
改正 令和5年3月22日  
改正 令和6年3月26日

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定により、群馬県知事が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定及び消費性能向上計画認定等に関し、群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成28年群馬県規則第41号。以下「規則」という。)が定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (用語)

**第2条** この要綱において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

### (名義変更)

- 第3条** 建築主は建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の工事が完了する以前に建築主に変更があった場合は名義変更届(別記様式第1号)2部に、それぞれ、当該建築主変更の事実を証する書類を添えて、土木事務所長に届け出るものとする。
- 2** 認定建築主又は法第41条第2項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)が当該消費性能向上計画の認定又は消費性能に係る認定を受けた建築物若しくは建築物の一部を譲り渡した場合における認定建築主等又は譲受人は、速やかに、当該建築物又は建築物の一部の認定建築主等の名義を変更した旨を記載した名義変更届出書(別記様式第2号)2部に、それぞれ、当該変更の事実を証する書類を添えて、土木事務所長に届け出るものとする。
- 3** 土木事務所長は、前2項の届出があったときは、当該届出が適正であることを確認したうえでこれを受理し、届出者に対して1部を返却するものとする。

### (所管区域)

**第4条** 法第2条第1項第5号に規定する所管行政庁である群馬県知事が行う事務処理について、所管区域は別表のとおりとする。

### 附 則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 別表(第5条関係)

事務処理を行う土木事務所	所管区域
前橋土木事務所	渋川市、北群馬郡、佐波郡
高崎土木事務所	藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
中之条土木事務所	吾妻郡
沼田土木事務所	沼田市、利根郡
太田土木事務所	みどり市、邑楽郡

名義変更届出書

年 月 日

土木事務所長 様

届出者 住所  
氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は同法第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主について、下記のとおり変更したので、建築主変更の事実を証する書類を添えて届け出ます。この届出書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ありません。

記

1. 変更前の建築主	住所 氏名 電話番号
2. 変更後の建築主	住所 氏名 電話番号
3. 変更の理由	
4. 代理者	住所 氏名 電話番号
5. 判定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
6. 判定建築物の地名地番	
7. 建築物の用途	

※ 記載事項について、ここに書き表せない事項は別紙に記載して添えてください。

※ 代理者による届出の場合は、委任状を添えてください。

受付欄	備考欄	決裁欄

名義変更届出書

年 月 日

土木事務所長 様

届出者 住所  
氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の認定（同法第36条第2項の規定において準用する場合を含む。）を受けた者又は同法第41条第2項の認定を受けた者について、下記のとおり名義を変更したので、当該変更の事実を証する書類を添えて届け出ます。この届出書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ありません。

記

1. 認定を受けた者 （変更前）	住 所 氏 名 電話番号
2. 認定を受けた者 （変更後）	住 所 氏 名 電話番号
3. 変更の理由	
4. 代理者	住 所 氏 名 電話番号
5. 認定の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
6. 認定建築物の 地名地番	
7. 建築物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号：                    ）】 <input type="checkbox"/> 複合建築物 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号：                    ） <input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分 <input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分      】

※ 記載事項について、ここに書き表せない事項は別紙に記載して添えてください。

※ 代理者による届出の場合は、委任状を添えてください。

受付欄	備考欄	決裁欄